

相続税申告の現状と対策

平成 23 年 5 月、不動産業を営んでいた父親の遺産約 60 億円を自宅に隠したとして、大阪地裁で、相続脱税過去最高額 28 億円に実刑判決が出ました。

相続税っていったい誰がどれくらい払っているのでしょうか？

国税庁の資料では、平成 21 年中に亡くなった人(被相続人)の数は約 114 万人、このうち相続税の課税対象となった被相続人数(相続税額があるもの)は約 4 万 6 千人で、課税割合は 4.1%です。被相続人 1 人当たりの課税価格は 2 億 1,744 万円、税額は 2,505 万円となっています。ほとんどの方が相続税とは無縁かもしれません。

相続税の税務調査はどれくらい行われているのでしょうか？

平成 21 年度の相続税の税務調査件数は約 13,863 件(申告件数の約 30%)、このうち申告漏れを指摘された件数が 11,748 件で約 85%です。1 件当たりの申告漏れ課税価格は 3,400 万円、追徴税額は 729 万円となっています。申告期限が 10 ヶ月以内であるにもかかわらず、税理士は、金融機関、生命保険会社などを直接納税者の許可なく調べることはできません。それに反し、税務署は、納税者の許可なく強制的に調べる権利を有しています。当然、納税者にも少しでも税金を抑えたいという心理が働くのは無理ありません。一概に税理士の腕が悪い?とは言えないでしょう。

今年度の税制改正大綱に盛り込まれていた相続税の増税案は先送りされましたが、今後も中高所得者層への増税傾向は続くものと見られます。成立していれば、家族構成が両親と子供 2 人の場合、基礎控除額が 6 割相当(8,000 万円 4,800 万円)に縮小され、子供が独立していれば生命保険金の非課税限度額も(1,500 万円 500 万円)に縮小されるはずでした。

我が家にはそんなに財産はないと思っていても、基礎控除額が 4,800 万円となれば話は違ってきます。相続税の対象となる相続財産には、不動産、現金、預金、投資信託、株式、車両、貸付金などのほか、生命保険金や退職金も含まれます。おそらく 10%近くの方が対象になってくるでしょう。

相続税対策として一番に浮かぶのが、生前贈与だと思います。

相続財産を早めに配偶者や次の世代に移して相続税を少なくしようとする行為ですが、安易に名義変更などすれば後で厄介なことになります。

不動産を名義変更すれば、贈与もしくは譲渡したことになり、登録免許税や不動産取得税だけでなく、贈与税もしくは譲渡所得税住民税がかかってきます。

また、**預金を移して配偶者、子や孫の名義にすると、贈与を受けた人がその事実を知って自分でその預金を管理している場合を除き、贈与として認めてもらえず名義預金として被相続人の相続財産とされてしまう恐れがあります。**被相続人ご本人は財産を減らし移したつもりでも、税務調査において名義預金とされ“苦労が水の泡”というケースも見受けられます。贈与税の基礎控除 110 万円以内の連年贈与であっても、贈与を受けた本人がその事実を知らない、印鑑の管理を親がしているような場合も同じ結果となります。

・我が家の場合はどうなるのか? ・相続税を少なくする対策はないのか?

まず、ご自身やご家族の相続財産はどれくらいになりそうか確認し、必要があれば早めにご相談ください。確実な事前対策をお勧めします。